

タルニ因ル

七 経過

本月十五日所轄赤橋築地警察署ニ於テハ上田英太其ノ他ノ
関係者ニ對シ罷業ヲ不心得ヲ警告セルニ彼等ハ輕率盲動ノ非
ヲ悟リ協議ノ結果辞表ヲ提出スルコトニ決定シ(但シ宮津義
太郎齒科医ハ家庭ノ都合上進退ハ本人ノ自由トスルコト、
ル)午後三時頃院主代理柳原常吉ニ辞表ヲ提出シ職場放棄ノ
輕率ヲ陳謝セルヲ以テ病院側ハ尤記午當ヲ支給シ又宮津齒科
医ハ盲動ヲ陳謝シタル為メ將來ヲ戒メ從率通り勤務ヲ容認シ
午後四時三十分解決セリ

記

医師 八塚秀市、上田英太、各月給ニテ月分金參百六十円
藥劑師 大井繁雄、松生三郎、各月給ニテ月分金四百九十五円
他ニ錢別トシテ四人ニ對シ金一封巻千円ヲ支給セリ
右及申(通)報候也

労務第四五四号

昭和九年三月八日

警視總監 藤沼 在平

發生ニ二三 解決三〇

使用労働者六

争議参加者一

関係労働組合 一(在)仲不化

労働者

豊多摩衛生組合河内組争議ニ関スル件(第一報)発生

二月十三日事業警察署、各ノ従業員一各ヲ解雇ス

(一)被解雇者ハ統一会議開東化字豊多摩衛生支部ノ應接ヲ當テ二月十五日要書提出ス

(二)要書提出後ニ於ケル交渉ハ事業主不在ノ為メ開始セズ三月七日會見ヲ約シ双方對立ニ至ルモ其ノ

要旨

標記河内組ニアリテハ二月二十三日労働争議発生セルカ狀況左

記ノ通り

記

労働争議 豊多摩衛生組合河内組 労働争議発生セルカ狀況左

9. 3. 19
5491